

## ご挨拶

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ではございますが、NPO 法人給排水設備研究会並びに（公社）空気調和・衛生工学会の共同企画により、第 41 回 CIB W062 国際シンポジウムに参加することを目的とした「第 20 回国際建築設備調査団」についてご案内申し上げます。

CIB W062 は、CIB（国際建築・建設における研究・技術のための国際協議会（略称：建築研究国際協議会））の下に組織された給排水設備に関する委員会で、この分野では唯一の国際シンポジウムを開催しています。このシンポジウムは世界各国の関連情報が集まることで注目されています。

今回のシンポジウムは、8月18日～20日の3日間、中国の首都北京市で開催されます。本調査団は、シンポジウムを中心とする北京市調査（B団）と同北京市調査及びモンゴルの首都ウランバートル市調査（A団）の二つの団の構成となっています。最近、日中関係は改善の兆しがみられ、貿易額も上向いています。今後、日中技術交流の再発展が期待されています。調査団では、CIB W062 国際シンポジウムに参加するとともに歴史的建造物や市街建物を調査します。モンゴルとはパートナーシップが樹立され、交流・貿易が加速されつつあります。調査団では、市街建物と伝統的家屋のゲル（パオ）を調査します。

調査団への参加は、CIB W062 国際シンポジウムへの参加によって給排水設備分野におけるヨーロッパ諸国、アメリカ、ブラジル、中国、香港、台湾など各国の最先端の技術情報・知識が得られるだけでなく、諸外国の研究者・技術者と、サステイナブル技術、節水や省エネ技術、施工・維持管理の課題などの幅広いテーマについて情報交換や交流を深めることができ、参加者にとっては、大変有意義な企画になっています。とくに中国は給排水設備分野の総力を結集して開催に力を注いでおり、一層の交流・情報収集が期待されます。調査団の主旨をご理解の上、ぜひとも本調査団に参加いただきたくお願い申し上げます。

謹白

第 20 回国際建築設備調査団  
団長 坂上 恭助



# 公益社団法人空気調和・衛生工学会

## NPO 給排水設備研究会共催

### 第20回国際建築設備調査団

#### 第41回 CIB W062 国際シンポジウム (中国・北京)

A 団実施期間：2015年8月17日(月)～8月23日(日)6泊7日

B 団実施期間：2015年8月17日(月)～8月21日(金)4泊5日

A 団訪問地：中国(北京)・モンゴル(ウランバートル)

B 団訪問地：中国(北京)

## 募集要項

●名称	第20回国際建築設備調査団 CIB W062 国際シンポジウム
●団長	坂上 恭助(明治大学 教授)
●副団長	小瀬 博之(東洋大学 教授)
●旅行期間日程	A 団 2015年8月17日(月)～8月23日(日)6泊7日 B 団 2015年8月17日(月)～8月21日(金)4泊5日
●募集人数	25名様(最少催行人員15名様)
●旅行代金	A 団 2名1室利用お一人様 ¥368,140- A 団 1名1室利用お一人様 ¥428,140- B 団 2名1室利用お一人様 ¥160,010- B 団 1名1室利用お一人様 ¥202,010-
●申込み締切日	2015年6月19日(金) 17:00 (但し、締め切り前であっても定員になり次第締め切らせて頂きます。)
●申込み方法	申込書に必要事項を記載の上、ファクシミリまたは電子メールにてお申込み下さい。 お送り頂いた方に、申込金50,000円のご請求書をお送りいたします。 内容ご確認の上、お申込金を当社指定口座にお振込み下さい。 お申込金の到着を持って正式申込みとさせていただきます。 <振込先> ・銀行/支店名： みずほ銀行 新宿新都心支店 ・口座番号： 普通預金 NO.817062 ・口座名義： 株式会社大成ツアーリスト 本社営業所

◆本企画に関する最新情報 <http://cib.npo-jspe.org>

◆主催者による情報提供 <http://www.cibw062-china.com/en/>

※オプション(追加手配/料金)

●ビジネスクラス利用： A 団 追加費用 お一人様350,000円

●ビジネスクラス利用： B 団 追加費用 お一人様210,000円

●シンポジウム登録代行： レジストレーション費用実費+代行手数料1件につき4,320円

企画：海外視察企画に関するお問い合わせ先

公益社団法人空気調和・衛生工学会

〒112-0004 東京都新宿区北新宿1丁目8-1

TEL 03-3363-8261 FAX 03-3363-8266

NPO 給排水設備研究会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目4-4

TEL 03-3234-2106 FAX 03-3234-2107

旅行取扱：参加ツアーに関するお問い合わせ先

株式会社大成ツアーリスト

国土交通大臣登録旅行業307号 日本旅行業協会正会員 IATA 公認代理店

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-8-12 昇立西新宿ビル9F

TEL 03-5330-5050 FAX 03-5330-5051

担当：道野・吉沢・下田

(E-mail [k-michino@taisei-tourist.co.jp](mailto:k-michino@taisei-tourist.co.jp))



NO	月日曜日	発着地／滞在地	現地時間	交通機関	摘 要	食事
1	8/17 (月)	東京(羽田)発 北京 着	08:30 11:20	CA184 専用車	空路北京へ[所要:3時間50分] 到着通関後簡単な北京視察 (天壇公園・天安門広場) <北京 泊>	朝:機 昼:× 夕:×
2	8/18 (火)	北 京 滞 在	終日		■CIB W062 国際シンポジウム出席  <北京 泊>	朝:ホ 昼:× 夕:×
3	8/19 (水)	北 京 滞 在	終日		■CIB W062 国際シンポジウム出席  夜:シンポジウムディナー<北京 泊>	朝:ホ 昼:※ 夕:※
4	8/20 (木)	北 京 滞 在	終日		■CIB W062 国際シンポジウム 日中:テクニカルビジット 夜:フェアウエルディナー<北京 泊>	朝:ホ 昼:※ 夕:※
5	8/21 (金)	ホ テ ル 発 北 京 発 ウランハートル 着	早朝 08:35 11:50	専用車 CA901 専用車	ホテルチェックアウト後空港へ 空路ウランハートルへ【所要:2時間15分】 到着・通関後簡単な市内視察 <ウランハートル 泊>	朝:ホ 昼:※ 夕:※
6	8/22 (土)	ウランハートル滞在	終日	専用車	終日テクニカルビジット ウランハートル市内及び近郊ゲルでの 給排水・空調設備視察(予定) <ウランハートル 泊>	朝:ホ 昼:× 夕:×
7	8/23 (日)	ウランハートル発 北 京 着 北 京 発 東京(羽田) 着	12:50 14:00 17:10 21:30	CA902  CA183	空路北京へ【所要:2時間25分】 到着後乗継 空路帰国【所要:3時間20分】	朝:機 昼:機 夕:機

## ■ 調査団 予定日程 (B団)

NO	月日曜日	発着地／滞在地	現地時間	交通機関	摘 要	食事
1	8/17 (月)	東京(羽田)発 北京 着	08:30 11:20	CA184 専用車	空路北京へ[所要:3時間50分] 到着通関後簡単な北京視察 (天壇公園・天安門広場) <北京 泊>	朝:機 昼:× 夕:×
2 ~ 4	8/18 (火) ~ 8/20 (木)	北 京 滞 在	終日		※A団と同一行程 ■CIB W062 国際シンポジウム出席  <北京 泊>	朝:ホ 昼:× 夕:×
5	8/21 (金)	ホ テ ル 発  北 京 発 東京(羽田) 着	終日  17:10 21:30	専用車  CA183	ホテルチェックアウト後北京視察 (万里の長城・故宮博物院)  空路帰国【所要:3時間20分】	朝:ホ 昼:× 夕:機

■上記スケジュールはシンポジウム主催者、運送機関の都合により変更になる場合がございます。

■<食事表示>ホ:ホテル、レ:レストラン ×:食事提供無 機:機内食 ※:シンポジウム会場(登録費用に含まれる)

■<利用予定航空会社>CA:中国国際航空

■<利用予定ホテル>北京:ホリディンダウタウン北京 (北京金都假日飯店)

ウランハートル:フラワーホテルウランハートル



# ご旅行条件書（募集型企画旅行契約）

## 1 お申込

- (1) 参加申込書、旅券コピーを含め、必要書類に必要事項を記入のうえ、ご郵送・FAX又はEメールでお申込み下さい。お客様が参加申込書にお客様のローマ字を記入される時は、旅券に記載されているとおりご記入ください。お客様が誤って記入された場合には、航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。また、氏名のほかに性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
- (2) 平成26年6月19日(金)までに申込書を提出してください。申込期限後にお申込書をご提出いただいた場合、旅行契約を締結できないことがあります。
- (3) 旅行開始時に75歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- (4) お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (5) この旅行は、株式会社大成ツーリストが企画・実施するもので、お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約は当社の承諾と上記申込書の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込書を受理した日とします。

## 2 お客様が出発までに実施する事項

- (1) 海外危険情報について  
渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また「外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp>)」でもご確認ください。
- (2) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
  - ①「十分注意してください」： 通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。
  - ②「渡航の是非を検討してください」： 当社に適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置 に関する説明を行い、書面を交付いたします。この場合、お客様は旅行契約を解除することができます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
  - ③「渡航の延期をお勧めします」「退避を勧告します」： 催行を中止いたします。
- (3) 保健衛生について  
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症」ホームページ(<http://www.forth.go.jp>)でご確認ください。

## 3 確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は、旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 4 旅行契約内容

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当社の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与出来ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。

## 5 当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)

- ①申込条件の不適合
- ②病气、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ③実施条件が成就しない可能性が極めて大きいとき

## 6 当社の責任

当社は当社または、手配代行者がお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は一人15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。

- ・天災地変、戦乱、暴動等による、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ・官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由によって損害を被ったとき

## 7 特別補償

当社はおお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入金見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個または一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については除きます。

## 8 お客様の責任

お客様の責任、故意または過失により当社が損害を被った時は、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または、旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 9 お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないように商品の確認および、レシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は、国内諸法令により日本へ持込が禁止されている品物がございますので、購入には、十分ご注意ください。



## 事故等のお申出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 個人情報のお取扱について

- (1) 当社は、お申出いただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2) 当社は、旅行申込の際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様との連絡等の為に必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアー提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。
- (3) 当社、および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (4) 当社は旅行先でお客様のお買い物便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。  
尚、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、旅行条件書記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
- (5) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。

## 旅行代金のお支払について

旅行契約成立後、旅行開始日前の指定期日(原則として21日前)迄に当社指定金融機関口座へ銀行振り込みでお支払頂きます。

お振込の際の手数料はお客様負担とさせていただきます。

旅行代金に含まれる費用と、含まれずお客様にご負担いただく費用は以下の通りです。

### <旅行代金に含まれるもの>

- \* 海外航空運賃: 日程表に記載された区間(エコノミークラス・団体航空運賃)
- \* 燃油サーチャージ・空港施設使用料・旅客保安サービス料・現地空港税等  
(関係機関により改訂された場合、改定料金で申し受けます。)
- \* 宿泊料金: 1名様又は2名様1室ご利用の宿泊費
- \* 利用交通機関の料金: 日程表に記載された団体行動中の乗り物料金
- \* 手荷物料金: 運輸機関の規定の手荷物料金
- \* 団体行動中の税金・チップ
- \* 食事代金: 日程表に記載された食事代金  
※シンポジウム主催のレセプション、ディナー及びシンポジウム期間中の会場内の昼食は食事回数からはずします
- \* 添乗員費用※東京国際空港(羽田)から同行いたします。

### <旅行代金に含まれないもの>

- \* 国際シンポジウム参加登録費用(当社代行の場合1件につき実費+4,200円の手数料を申し受けます。)

CIB会員有無	6月30日まで	7月1日以降		6月30日まで	7月1日以降
会員	3,000円	3,500円	学生	1,500円	2,000円
非会員	3,300円	3,800円	同伴	2,000円	2,000円

- \* 日本国内の交通費及び前後泊宿泊費 (成田国際空港までの往復交通費など)
- \* 日程表記載以外の現地交通費(宿泊ホテル～シンポジウム会場間等)
- \* 超過手荷物料金
- \* 旅券印紙代・証紙代(5年有効旅行券¥11,000、10年有効旅券¥16,000)
- \* 傷害、疾病に関する医療費
- \* 自由行動時にかかる料金(オプションツアー等)、日程表に記載されていない食事代
- \* 航空券ビジネスクラスへのご変更を希望される場合の差額  
※ 空席状況によっては、ビジネスクラスご利用のご希望等にお応え出来ない場合もありますので、ご了承ください。

## お取消(旅行契約の解除)について

お客様は以下に定める取消料をお支払頂くことにより旅行契約を解除できます。

	区分	取消料
①	2015年7月8日～2015年7月17日	旅行代金の10%
②	2015年7月18日～2015年8月14日	旅行代金の20%
③	2015年8月15日～2015年8月16日	旅行代金の500%
④	2015年8月17日以降の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

\* お客様から契約解除のお申し出が当社の休業日及び営業時間外の場合、当社の翌営業日を基準として算出いたします。

## お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、他の方に交替することができます。なお、この場合に要する手数料については、お客様にご負担頂きます。

## 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求下さい。当社ホームページ <http://www.taisei-tourist.co.jp> からご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。